

令和6年度 行財政改善委員会報告書

令和6年9月
宇部市行財政改善委員会

目 次

I 行財政改善委員会の概要	1
1 設置目的	
2 具体的な取組	
3 事務事業の見直し方針	
4 委員名簿	
5 開催状況	
II 令和6年度の対象事業	2
1 対象事業	
2 検討の視点	
3 事業概要と委員会からの意見	
① 高齢者バス優待乗車助成事業	3
② 障害者バス優待乗車事業	4
③ 消防団員活動推進事業	5
④ 「うべ産業共創イノベーションセンター 志」運営事業	6

I 行財政改善委員会の概要

1 設置目的

効率的かつ効果的な行政運営を行うために実施している「事務事業の見直し」に、外部からの多様な意見を取り入れることによって、見直しの実効性を高めるため、学識経験者等で構成する民間主体の宇部市行財政改善委員会を置く。

2 具体的な取組

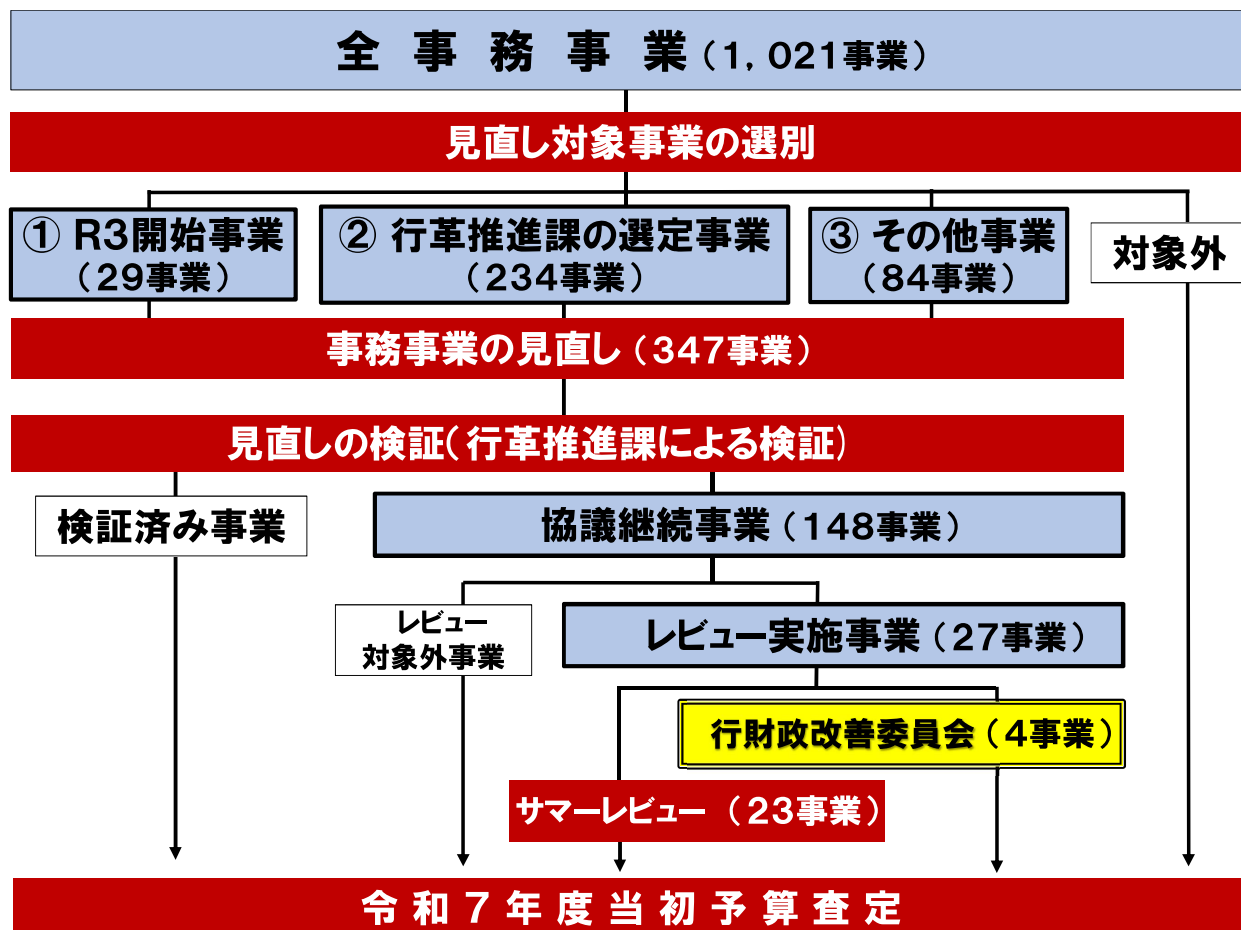
- (1) 市が選定した対象事業について、事業内容に対するヒアリングを実施する。
- (2) ヒアリングに基づき、対象事業の見直しの方向性等に関する意見を集約し、提言を行う。

3 事務事業の見直し方針

●ありたい姿を目指す未来志向の行財政改革

「限られた行政資源で最大の政策効果を発揮すること」を基本目標に、事業の必要性や効果等についてエビデンスに基づく自律的な点検・見直しを行うとともに、その結果を踏まえた『スクラップ・フォー・ビルド（新たな施策事業を構築するための既存事業の廃止・縮小）』を積極的に進める。

〔事務事業の見直しのフロー〕



4 委員名簿

※委員委嘱期間 令和6年7月22日～令和7年3月31日

役 職	氏 名	所 属 等
委 員 長	林 里 織	国立大学法人 山口大学 大学研究推進機構 産学公連携・研究推進センター 准教授
副 委 員 長	小 村 有 紀	公立大学法人 下関市立大学 経済学部公共マネジメント学科 准教授
委 員	五 十 崎 良	宇部則貞郵便局 局長
委 員	善 甫 公 雅	善甫公認会計士事務所 公認会計士・税理士
委 員	藤 村 裕	藤村裕 司法書士事務所 司法書士
委 員	的 場 愛 子	株式会社西京銀行宇部支店 次長

5 開催状況

回次	日 時	内 容
第1回	令和6年7月22日（月曜日） 午後1時30分～午後3時30分	委嘱状交付、委員長・副委員長の選出 対象事業の概要説明
第2回	令和6年8月1日（木曜日） 午後1時30分～午後4時	対象事業ヒアリング
第3回	令和6年8月5日（月曜日） 午後1時30分～午後4時	対象事業ヒアリング
第4回	令和6年8月20日（火曜日） 午後1時30分～午後4時30分	対象事業に対する意見集約



II 令和6年度の対象事業

1 対象事業（4事業）

No.	事務事業名称	担当課
①	高齢者バス優待乗車助成事業	高齢福祉課
②	障害者バス優待乗車事業	障害福祉課
③	消防団員活動推進事業	防災危機管理課
④	「うべ産業共創イノベーションセンター 志」運営事業	成長産業創出課

2 検討の視点

- 事業と事業目的の論理的つながりが合理的か。
- 事業着手（制度創設）の経緯・根拠を踏まえ、現在又は将来を見据え、その事業（手法）が最適なものか、改善すべきものか。
- 事業がコストに見合うものか。
- 事業主体として、行政が担うべきものか。
- 事業見直しの方向性として、「統合」、「廃止」、「縮小」、「拡充」などが考えられる。

3 事業概要と委員会からの意見

① 高齢者バス優待乗車助成事業

〔事業概要〕

高齢者の社会参加の促進を図るため、市内に住所を有する70歳以上の方を対象に、1乗車100円で乗車することのできる「高齢者バス優待乗車証」を交付することにより、免許返納者の移動手段を確保するとともに、買い物や通院などの外出を支援する。

〔現 状〕

- 70歳以上の市民(優待証交付者)が、市営バス(全路線)と船鉄バス(一部路線)の1乗車につき100円で利用できる。(当初：乗車無料 → H15：1乗車100円)市は、正規運賃との差額を、路線バス事業者に助成金として交付している。
- 利用者数は減少傾向である。
※令和3年度：2,026人/日 → 令和5年度：1,817人/日
- 「令和4年度高齢者福祉に関するアンケート調査」によると、外出の際の移動手段は「路線バス」が14.8%と、公共交通機関の中で一番多い。(年齢が上がるほど、割合が高い。)また、本制度の運賃の見直しについては、約5割が「現行のまま(100円)」を希望している。
- 県内他市の多くが、同様の制度を実施している。

〔委員会からみた課題〕

- 事業の認知度と利用実態の把握
- 事業目的の明確化と定期的な効果測定
- 持続可能な事業運営の仕組みづくり

〔委員会意見〕

- ◆ 方向性：見直し
- ◆ 意見
 - ・利用者が一部に偏る傾向が見られるが、現在の利用状況について、本事業が認知された上での結果かどうか不明瞭である。このため、**事業の認知度や利用目的・頻度等の実態を把握し**、今後の利用状況の改善に向けた取組を検討していく必要がある。
 - ・「高齢者の社会参加」を目的とする本事業は、今後も継続すべきと考えるが、**目的の達成状況を客観的に測ることができる適切な指標を設定し、その効果測定・検証を定期的に行う必要がある。**
 - ・利用者の今後の自己負担のあり方については、**持続可能な事業運営の視点から他の交通施策も含め**、総合的に検討していく必要がある。
なお、本事業を効果的に進めるためには、他の高齢福祉施策や交通施策との連携も含めた、**市のまちづくり全体を視野に入れ**、検討していく必要がある。

② 障害者バス優待乗車事業

〔事業概要〕

障害者の移動支援として、障害者バス優待乗車証を交付することにより、移動に係る経済的な負担を軽減し、社会参加の増進を図る。

※対象者:身体障害者手帳の1～3級の交付を受けている人

療育手帳A・Bの交付を受けている人

精神障害者保健福祉手帳の1～3級の交付を受けている人

〔現 状〕

- 買い物や行事への参加、障害福祉サービス事業所への通所等に利用されており、地域生活を営む上で、一定の役割を果たしている。
- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、市営バス(全路線)と船鉄バス(一部路線)等の乗車運賃が無料である。(重度障害は本人と介護者1名が対象。)
- 利用実績は、増加傾向であり、優待乗車証の交付枚数は、近年5,000枚弱で推移している。
※令和3年度：812人/日(平均運賃284円)、4,915枚
→令和5年度：898人/日(平均運賃289円)、4,958枚

〔委員会からみた課題〕

- 事業目的に対する定期的な効果測定と検証

〔委員会意見〕

- ◆ 方向性：継続
- ◆ 意見
 - ・ 県内他市では対象としていない、療育手帳Bや精神障害者3級の手帳所持者まで対象を広げている点は、宇部市の魅力である。地域共生社会の実現に向けて、本事業は必要な取組であると考えます。
 - ・ 障害者の社会参加を支える本事業は意義があるが、現状維持として、今後も漫然と事業を継続していくのではなく、障害者にとって前向きでより良くなる方向を考えながら、事業に取り組んでいくべきである。
このため、障害当事者やその家族、関連団体・事業者等からの意見やニーズを把握・分析し、本事業に係る他の副次的な効果を見出した上で、それらを含めた効果測定や検証を定期的に行う必要がある。

③ 消防団員活動推進事業

〔事業概要〕

消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、各市町村に設置される消防機関であり、地域住民の安心・安全の確保のため、火災や風水害などの災害発生時には、消火活動など消防活動を行い、平常時には、消火・防災訓練、応急手当の指導、防火・防災啓発活動を行っている。

〔現 状〕

- 「機能別消防団員制度」は、消防団活動に参加しやすい環境を作り、消防団への理解を深め、地域防災の核となる人材を育成するとともに、消防団活動を補完することを目的として、平成29年に設置した。
- 消防団員数は減少傾向であり、条例定数と消防団員数で人員に乖離が生じている。
 - ・消防団員の条例定数：820人（機能別消防団員100人を含む。）
 - ・消防団員数 令和元年度：730人（うち機能別消防団員93人）
→令和6年度：553人（うち機能別消防団員7人）
- 消防団業務の所管部署が市役所本庁内（防災危機管理課消防調整係が担当）にあり、消防局と場所が離れているため、迅速な情報共有や連携体制の構築等に一定の課題がある。

〔委員会からみた課題〕

- 機能別消防団も含め、消防団の条例定数に係る設定根拠の明確化
- 消防団業務の適切な執行体制のあり方
- 消防団協力事業所への加入促進

〔委員会意見〕

- ◆ 方向性：**縮充** ※縮充とは、財源・規模を縮小しつつも、内容や機能を充実させること。
- ◆ 意見
 - ・非常備消防である消防団を中心に始まった自治体消防は、その後、常備消防である消防署等の充実を強化してきたが、それに伴う非常備消防の見直しは、行われてこなかった。このため、**今後は常備消防と非常備消防の消防力の現状等を踏まえ、総合的な見直しを進めていく必要がある。**
 - ・機能別消防団も含めた消防団の定数については、**地域性等も考慮した客観的な根拠に基づいて算出(設定)する仕組みを構築すべきである。**
 - ・消防団事務を行う部署については、メリットとデメリットを整理し、**消防局・消防団との協議を踏まえた上で、消防機能を十分発揮できる執行体制の確立という視点から、検討していく必要がある。**
 - ・入団しやすく、また、入団後の活動しやすい環境を構築するためには、**消防団協力事業所表示制度**も有用な制度の一つであると考え、このため、制度の周知とともに、**事業者へのインセンティブなど、その効果的な手法について検討し、加入事業所の拡大を図る必要がある。**

④「うべ産業共創イノベーションセンター 志」運営事業

〔事業概要〕

起業・創業や中小企業の経営課題に関する相談対応、ビジネスセミナー・交流イベント等の開催のほか、Y-BASEと連携したDXに関する相談受付等により、起業・創業や中小企業等の経営改善を支援している。

〔現 状〕

- 社会経済を取り巻く環境変化に対応し、地域産業が活力を維持していくため、商工会議所や市内大学・高専等と連携し、次代を担う若者等への起業・創業や地元企業の経営改善、オープンイノベーションの手法を活用した新たなビジネスモデルの創出を図る拠点として、平成30年7月に開設した。
- 開設以降、これまでに68人が起業を実現したが、成長分野の起業もある一方で、大半がスモールビジネスであるため、新たなイノベーションの創出は限定的である。
- 事業費のうち、約半分を国交付金が占めている状況である。

〔委員会からみた課題〕

- 事業目的の明確化と事業効果の測定・検証
- 施設利用者の増加に向けた取組の検討
- 今後の安定的な事業運営体制の確保

〔委員会意見〕

- ◆ 方向性：見直し
- ◆ 意見
 - ・ 本事業の目的を明確にするとともに、具体的かつ的確な指標を設定し、定期的に事業効果の測定・検証を行う必要がある。また、委託事業者との事業のフィードバックを行う仕組みを構築すべきである。
 - ・ 他機関が実施している起業支援等に係る類似事業との整理や、起業コミュニティの交流の場としての機能の充実など、取組内容(手法)の見直しが必要である。
 - ・ 本事業は、他の産業施策(事業)のコンサルタントも活用し、事業展開しているが、今後の持続的・安定的な事業運営のためには、事業推進体制や財源も含めた検討が必要である。